

医政総発 0107 第 1 号  
平成 28 年 1 月 7 日

都道府県  
各保健所設置市  
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)

美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）

美容医療サービス等については、これまで、「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知）、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知）等にて適切な対応や周知を依頼してきたところです。

その後、美容医療サービスに関する身体被害を含む消費者トラブルが発生し続けていることを受けて、平成 27 年 7 月 7 日付けで、消費者委員会から厚生労働省に「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議（※ 1）」が出され、その中の建議事項 3 において、苦情相談情報の活用について言及されています。

これを踏まえ、改めて、下記のとおりご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1. PIO-NET 及び医療安全支援センターの情報活用について

「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」において、消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報の提供について、都道府県等の消費者行政担当部局と連携を図り適切に対応するようお願いしているところです。引き続き、消費

者行政担当部局との連携を図るとともに、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）及び医療安全支援センターへ蓄積された情報等を活用し、関係法令等に違反等する事案を適切に把握し、対応が必要な事案については医療機関への指導や立入検査の実施等を的確に行っていただくようお願いします。

なお、本日付で、消費者庁消費者安全課長から各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長宛てに、「消費者から寄せられた美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」通知が発出されているところですので、申し添えます。

## 2. 医療安全支援センターの相談窓口の周知について

「医療安全支援センター運営要領について」（平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局通知）（※2）別添「医療安全支援センター運営要領」の4（6）において、医療安全支援センターの周知を図ることとしているところ、同センターの相談窓口が一層活用されるよう、同センターにおいて患者等の相談を受け付けていることについて周知をお願いします。

## 3. 行政手続法に基づく処分等の求めの仕組みの周知について

平成27年4月1日に施行された改正後の行政手続法（平成5年法律第88号）では、同法第36条の3に新たに「処分等の求め」の規定（※3）が設けられました。本規定では、国民が、法令違反の事実を発見した際に、是正のための処分等を行政機関等に求めることができるとされております。こうした仕組みが活用されるよう、周知をお願いいたします。

### ※1 内閣府ホームページ

美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議  
[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0707\\_kengi.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0707_kengi.html)

### ※2 厚生労働省ホームページ

「医療安全支援センター運営要領について」（平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局通知）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anken/hourei/dl/070330-2.pdf>

### ※3 総務省ホームページ

行政手続法

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/)

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048